

大津町 災害情報・被災者生活支援情報

～平成28年熊本地震 発災からのその後～



平成28年12月28日

大津町

平成28年 熊本地震 発生

平成28年4月14日(木) 午後9時26分 前震発生 大津町・震度5強
(熊本県熊本地方 震度7 推定マグニチュードM6.5)

平成28年4月16日(土) 午前1時25分 本震発生 大津町・震度6強
(熊本県熊本地方 震度7 推定マグニチュードM7.3)



歴史上極めて稀な、短期間内における二度の大地震を経験した大津町――。

あれから、9カ月が経とうとしています。

復旧がなかなか進まない現状について、被害に遭われた皆様に深くお詫びするとともに、心からお見舞い申し上げます。

途中経過ではありますが、現時点での当町の被害状況と、公的な生活支援について各部署の所管ごとにとりまとめてお知らせ致します。

今後のお手続き等の参考にさせていただければ幸いです。

本文中の申請期限や金額などについては変更となる場合があります。適宜ご確認ください。

今回の熊本地震では、町内外から多くの方のご支援を多数いただきました。中でも義援金をはじめとする財政的な支援が次のとおり届いています。(11月末時点)

義 援 金	394件	46,359,992円
寄 付 金	79件	54,816,512円
ふるさと寄付金	418件	13,520,081円

どうしても激震地の市町村とは件数も金額も異なりますが、こうして寄せられた善意を大切にさせていただきながら、一日も早く皆様の生活が熊本地震以前の状況を取り戻せるよう精一杯支援して参ります。

別 冊 目 次

緊急のお知らせ

一部損壊世帯に対する義援金の拡充と、
町による独自支援が決定しました！！ P. 1

■総務部

り災証明書の発行について P. 3
町民税などの軽減または免除について P. 3
役場庁舎の被災状況と新庁舎建設について P. 3

■住民福祉部

倒壊危険家屋などの公費解体について P. 3
仮設住宅・みなし仮設住宅について P. 4
被災者生活再建支援金について P. 4
県義援金について P. 5
町義援金について P. 5
住宅損壊見舞金について P. 5
災害弔慰金について P. 6
地域支え合いセンターについて P. 6
国民健康保険一部負担金猶予・免除について P. 6
後期高齢者医療保険料減免と一部負担金猶予・免除について P. 6
介護保険料減免・サービス利用料の一部負担金免除について P. 6

■経済部

農産物の生産・加工に必要な施設・機械などの被災補助について P. 6
農地の町単独災害復旧制度について P. 7
農業用施設・林道等の被害状況について P. 7
中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について P. 7
小規模事業者販路開拓支援事業について P. 7
商工業施設（事業所など）の被害状況について P. 7

■土木部

住家被害認定調査について P. 7
応急修理制度について P. 8
宅地擁壁等の被害に対する支援について P. 8
道路等の被害状況について P. 8

■教育部

保育料（利用者負担額）の減免について P. 8
地区の集会所や公民館などの復旧事業費への助成について P. 8
生涯学習施設の被害状況について（運動公園を除く） P. 9
運動公園の被害状況と復旧・整備について P. 9

緊急のお知らせ

一部損壊世帯に対する義援金の拡充と、 町による独自支援が決定しました！！

これまで半壊以上の世帯に支給されていた県義援金ですが、この度、**一部損壊世帯で修理費用が100万円以上の世帯**に対しても、支給対象が拡大されました。詳しくは、P. 5をご確認ください。

町義援金についても、P. 5に記載しています。うち**一部損壊で、修理費用が10万円以上の世帯**については、以下に詳細を記載しますのでご確認ください。
※**世帯ごとに申請できます**。（但し、世帯の中のだれかが領収書の宛名となっていて修理が確認できるものに限る。）

一部損壊の方へ重要なお知らせ

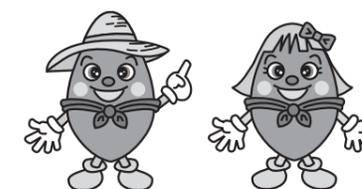
●一部損壊で修理費用が10万円以上100万円未満の方への支援

①【大津町独自の支援】一部損壊世帯住宅補修見舞金について

対象：住家が一部損壊の判定を受け、修理費用を**10万円以上100万円未満**支出した世帯

（※**居住者が対象**となりますので、り災物件の**所有者の方は対象外**です。）

内容：住家の修理費用が10万円以上100万円未満の世帯に対し段階的に見舞金を支給します。



修理費の額	見舞金の額
10万円以上～30万円未満	3万円
30万円以上～100万円未満	修理費の10% (ただし、千円未満は切り捨て)

【留意事項】

※修理後の申請となります。

※当該制度を利用した場合、追加工事等による県及び町義援金との併給はできません。

●一部損壊で修理費用が100万円以上の方への支援

②一部損壊世帯に対する義援金の配分について

熊本地震の被害に対し、日本赤十字社や共同募金会、熊本県に集まった義援金と大津町に集まった義援金が配分されます。

(配分基準は県及び町の配分委員会でそれぞれ決定)

対象：住家が一部損壊の判定を受け、修理費用を100万円以上支出した世帯
(※**居住者が対象**となりますので、り災物件の**所有者の方は対象外**です。)

	配分基準額
県義援金	10万円
町義援金	1万円

【①と②の修理費の対象範囲】

日常生活に欠くことができない部分の修理とし、内装や外溝のみの工事、家電製品の修理等は除きます。

対象となる 工事箇所・部分	屋根・柱、床、外壁、基礎等 ドア、窓等の開口部（ガラス・鍵の交換も含む） 上下水道、電気、ガス等の配管・配線、吸排気設備（換気扇等） 衛生設備（便器、浴槽等）・給湯設備（電気温水器等） ★上記の対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り替えやリフォーム、グレードアップは対象となりません。
対象外	内装（間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子等、畳） 外溝（門、車庫、カーポート、塀、柵等） 家電製品

【申請期間】 平成29年1月16日(月)から**平成30年3月末まで（予定）**
※申請開始後すぐは、かなりの混雑が予想されます。時間に余裕を持ってお越しください。

【必要書類】
 ・申請書（窓口にて準備しています）
 ・り災証明書の写し
 ・**領収書**（宛名が同じ世帯のだれかの名前であること）
 ・通帳（世帯主）の写し
 ・印鑑（認印可）
 ・修理費用がわかる書類（工事内訳書、工事明細書、見積書、写真等）
 ・その他、必要に応じ提出書類を求める場合があります

【申請窓口】 役場 仮庁舎（プレハブ）1階
 ※**受付開始後しばらくは、町民交流施設（オークスプラザ）談話室で受付けます。**

【問い合わせ】 役場 福祉課 ☎096-293-3510

総務部

り災証明書の発行について

生活支援や補助制度の手続きは、基本的に『り災証明書』が必要です。『り災証明書』の取得がまだお済みでない人は、必要なものを持参の上、各部署で申請を行ってください。

【申請に必要なもの】 被害状況のわかる写真（現像写真または印刷出力したもので、全景と被害箇所の詳細がわかるもの）

【申請先】 ○住家、共同住宅など・・・総務課
 ※**同じ家にお住まいの家族でも別世帯であれば、それぞれの世帯で取得してください。**

○納屋や小屋など・・・・・・環境保全課

○店舗、事業所など・・・・・・商業観光課

【申請期限】 平成28年熊本地震のり災証明書に係る申請期限は、現時点では特に設けていません。但し、**り災証明書に伴う公的支援などはそれぞれに期限がありますので、早めに申請してください。**住家被害認定調査は半壊以上の判定の場合には必要となり、数週間の期間がかかります。一部損壊については、写真判定によりその場で交付することもできます。（住家被害認定調査はP.7参照）

【問い合わせ】 役場 総務課 ☎096-293-3111

町民税などの軽減または免除について

災害被害に対し、次のとおり各税目で税の減免（軽減または免除）が受けられます。

○住民税（町県民税）・・・居住する住宅が半壊以上と判定された人や、事業収入などと国民健康保険税 一定以上の減少があった人など

○固定資産税・・・・・・所有する土地や家屋、償却資産に損害を受けた人

○軽自動車税・・・・・・車両が滅失または廃車となった人

減免対象者（り災証明書で半壊以上）には、減免手続きの書類を送付しますので、**平成29年3月31日まで**に手続きしてください。なお、非住家や土地、償却資産、軽自動車等については、被害の程度により減免となる場合がありますので、ご相談ください。

【問い合わせ】 役場 税務課 ☎096-293-3117

役場庁舎の被災状況と新庁舎建設について

今回の熊本地震の影響により、庁舎内に多数の亀裂と内壁剥離など大きな被害を受けました。専門業者による調査では「中破程度の被災」という判定で、補修も困難で「建て替えが望ましい」と診断されました。**被災した庁舎は平成29年3月末頃から解体工事に着手予定**で、新庁舎建設へ向けて平成29年度から平成30年度にかけて基本計画や基本設計、実施設計を策定し、平成31～32年度に建設工事を行い、平成33年度開庁を目指します。

【問い合わせ】 役場 総合政策課 ☎096-293-3118

住民福祉部

倒壊危険家屋などの公費解体について

り災証明で半壊以上の判定を受けた危険家屋に対して、公費による解体が可能です。

11月末現在で、**申請棟数の878棟に対して、506棟が発注済みで、うち71棟が完了**しています。今後も着実に進めていきますが、順番をお待ちいただく状況です。

家屋の中の荷物など、生活ごみは家屋所有者の負担での処分となります。残っていると、解体処理がどんどん遅れてしまいます。解体前に責任をもって片付けておくなどのご協力をお願いします。



また、解体で発生した木材やガレキ、瓦などについては、仮置き場で受け入れを行っています。**搬入にあたっては許可証の手続きが必要**で、仮置き場になる場所は随時変更となる場合があります。**【問い合わせ】** 役場 環境保全課 ☎096-293-3113

仮設住宅・みなし仮設住宅について

居住していた住宅に甚大な被害を受けた人を対象に、町内に仮設住宅を建設しています。

立石仮設住宅	大字大津1564番地1	8戸
町営グラウンド横仮設住宅	大字大津1943番地1	8戸
室仮設住宅	大字室1928番地	33戸
南出口仮設住宅	大字室1263番地	21戸
引水仮設住宅	大字引水131番地1	7戸
室東仮設住宅	大字室2042番地5	14戸

全91戸で、73世帯181人が入居中です（11月末時点）。まだ若干の空きがあります。また、一定要件を満たす民間賃貸住宅（アパートなど）についても、みなし仮設住宅として家賃を公費で負担する制度もあり、11月末時点で205世帯510人が入居中です。**入居期間は2年間**で、家賃の上限や自己負担などもありますので、半壊以上の判定を受けた人で入居希望の場合はお問い合わせください。**【問い合わせ】** 役場 住民課 ☎096-293-3112

被災者生活再建支援金について

居住していた住宅の被害が、全壊や大規模半壊の判定を受けた人、またはやむを得ない理由により解体せざるを得ない半壊以上の判定を受けた人を対象に、生活を再建するための支援金が次のとおり支給されます。

（基礎支援金）り災区分に応じて支給されます。

り災区分	複数世帯	単数世帯	必要書類等
全壊	100万円	75万円	り災証明書（原本）・通帳
大規模半壊	50万円	37.5万円	※解体の場合は、解体証明書（原本）または滅失登記簿（原本）必要
解体	100万円	75万円	

（加算支援金）再建方法に応じて支給されます。

再建方法	複数世帯	単数世帯	必要書類等
建設・購入	200万円	150万円	契約書の写し
補修	100万円	75万円	
賃貸住宅	50万円	37.5万円	← 公営住宅は除きます

り災証明書の判定内容や世帯員数、その後の再建方法などによって支給額は異なります。また、基礎分と加算分との二段階に分けて支給されることになります。

申請期限は、基礎支援金が平成30年5月13日(日)まで（当初から延長されました。）、加算支援金が平成31年5月13日(月)までとなっています。また、**申請は世帯ごとに行う必要があります**。同居でも別世帯の場合は、**世帯ごとの申請手続きをお願いします**。

【問い合わせ】 役場 福祉課 ☎096-293-3510

県義援金について

熊本地震の被害に対し、日本赤十字社や共同募金会、熊本県に集まった義援金が次のとおり配分されます。（配分基準は県の配分委員会で決定。）

- 人的被害（1人あたり配分額）
 - ・死亡者：100万円
 - ・重傷者：10万円
- 住家被害（1世帯あたり配分額）
 - ・全壊：80万円
 - ・半壊：40万円（大規模半壊含）
 - ・一部損壊：10万円 **拡充**

※一部損壊世帯の義援金については、被災住宅の修理費用に100万円以上支出した世帯が対象で、修理の対象範囲や必要書類など、別に要件があるのでご注意ください。

※半壊以上で既に申請をしている場合は、新たな申請は必要ありません。

※**申請期限は、平成29年1月16日(月)から平成30年3月末までの予定です**。

【問い合わせ】 役場 福祉課 ☎096-293-3510

町義援金について **新規**

熊本地震の被害に対し、大津町に集まった義援金を次のとおり配分します。

- 人的被害（1人あたり配分額）
 - ・死亡者：5万円
 - ・重傷者：1万円
- 住家被害（1世帯あたり配分額）
 - ・全壊：4万円
 - ・大規模半壊：3万円
 - ・半壊、一部損壊：1万円

※一部損壊世帯の義援金については、被災住宅の修理費用に100万円以上支出した世帯が対象で、修理の対象範囲や必要書類など、別に要件があるのでご注意ください。

※一部損壊で修理費用が10万円以上100万円未満の人についても、**町の独自支援を設けました。詳しくはP.1をご確認ください**。

※半壊以上で既に県の義援金の申請をしている場合は、新たな申請は必要ありません。

※**申請期限は、平成29年1月16日(月)から平成30年3月末までの予定です**。

【問い合わせ】 役場 福祉課 ☎096-293-3510

住宅損壊見舞金について

熊本地震で、全壊または大規模半壊の判定を受けた世帯に対し、日本財団から住宅損壊見舞金が一世帯あたり20万円支給されます。申請に必要な書類はり災証明書交付時に福祉課でお渡ししますので、日本財団へ直接郵送で申請してください。同居の別世帯の場合、**世帯ごとの申請が必要です**。なお、**申請期限は平成29年3月31日までです**。

【問い合わせ】 日本財団災害復興支援センター熊本本部 ☎070-3623-9611

災害弔慰金について

熊本地震で死亡した住民の遺族や、熊本地震で負傷したり疾病にかかって、治癒後に障害がある住民に対して弔慰金が支給されます。

災害関連死に認定された場合や、災害障害見舞金の対象になった人が支給対象です。

【問い合わせ】 役場 福祉課 ☎096-293-3510

地域支え合いセンターについて

被災した人が安心できる日常生活を取り戻し、生活再建できるように見守りや健康・生活支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行うために、「地域支え合いセンター」を開設しています。生活支援相談員などが困り事や各種相談、交流の場づくりのお手伝いを行います。被災した人すべてが対象ですので、お気軽にご利用ください。

祝日を除く月～金の午前9時～午後5時、町社会福祉協議会駐車場内プレハブで開設。

【問い合わせ】 地域支え合いセンター ☎090-8622-2030

国民健康保険一部負担金猶予・免除について 後期高齢者医療保険料減免と一部負担金猶予・免除について 介護保険料減免・サービス利用料の一部負担金免除について

今回の熊本地震で、居住する住宅が半壊以上の判定を受けた人や、世帯主（主たる生計維持者）が死亡または重篤な障害を負ったり収入が激減した人については、各保険料が減額や免除になります。また、病院などの窓口での負担が猶予されたり免除になります。

必要書類を添えた申請書の提出や、免除証明書の交付を受けなければなりませんので、あらかじめ手続きをお済ませください。なお、**申請期限がそれぞれ異なり、後期高齢者医療保険料減免は平成29年4月13日まで、介護保険料減免は平成29年3月31日までとなっています。**また、**一部負担金免除の取り扱いは平成29年2月末日までとなっています。**期限が異なりますので、くれぐれもご注意ください。

【問い合わせ】 役場 健康保険課 ☎096-293-3114（国保・後期高齢）
役場 福祉課 ☎096-293-3510（介護保険）

経済部

農産物の生産・加工に必要な施設・機械などの被災補助について

熊本地震によって被災した農業者（経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年50万円以上の農家）に対して、農産物の生産・加工に必要な施設・機械などの修繕や再建・取得などに補助する制度があります。手続きなどのお問い合わせについては、随時受付中です。**補助率は事業費（税抜）の9割**（うち国が5割、県と町がそれぞれ2割ずつ補助します）。300経営体（農業者）から11月1日時点で、要望件数が507件、278,903万円の要望金額があがっています。

【問い合わせ】 役場 農政課 ☎096-293-3116



農地の町単独災害復旧制度について

熊本地震で被災した農地において、国の災害復旧事業の対象とならなかった農地の所有者または耕作者に対して、町単独の補助制度があります。

対象事業費が8万円以上40万円未満で、補助率8割の補助上限額が30万円となっています。

【問い合わせ】 役場 農政課 ☎096-293-3116

農業用施設・林道等の被害状況について

農地や農業用施設（水路、農道、ため池など）、林道被害の状況は11月末日現在で、国庫補助対象が71件の2億9,935万円。町単独補助対象が275件の1億1,000万円で、合計346件の4億9,935万円にのぼっています。早期復旧に努めていきます。

【問い合わせ】 役場 農政課 ☎096-293-3116

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について

熊本地震で被災した中小企業などがグループを形成し、県の認定を受けた範囲での施設や設備などの復旧費用について、4分の3または2分の1を補助する制度です。（補助対象者の規模によって補助率が異なります。）11月末時点の申請状況は3グループで、補助申請額は48億円（事業費94億円）にのぼっています。

事業実施期間は平成29年3月31日までです。

【問い合わせ】 役場 商業観光課 ☎096-293-3115

小規模事業者販路開拓支援事業について

熊本地震の影響を受けた小規模事業者に対して、経営計画に沿って取り組む販路開拓などの経費の一部について3分の2を補助します。補助の上限額は200万円（複数事業者連携の共同事業の場合は2,000万円）で、**受付期限（2次）は平成29年1月27日までです。**

【問い合わせ】 大津町商工会 ☎096-293-3421

商工業施設（事業所など）の被害状況について

事業所などを含む商工業施設の被害状況は、り災証明書発行件数が431件で、被害総額は約600億円にのぼっています。【問い合わせ】 役場 商業観光課 ☎096-293-3115

土木部

住家被害認定調査について

り災区分	調査結果 件数	割合
全壊	145	3.6%
大規模半壊	209	5.2%
半壊	1,082	27.0%
一部損壊	2,576	64.2%
計	4,012	

り災証明書発行に際して随時、被害認定調査を行っています。調査は、半壊以上の判定の場合必要ですが、一部損壊の場合は、写真判定によりその場でり災証明書を交付しています。

（り災証明書の発行については、P.3参照）

←左表には、写真判定による一部損壊を含みません。

※左表の件数は平成28年12月12日現在

【問い合わせ】 役場 都市計画課

☎096-293-4011

応急修理制度について

熊本地震により、半壊以上と判定された被災住宅に対して、居住するうえで必要最小限の応急修理を行った費用について、町が直接施工業者と契約して支払う制度です。

限度額は一世帯あたり57万6千円を上限とし、それを超える金額や対象外のものについては自己負担となります。**申請受付申込期限は平成29年4月13日まで**となっています。早めの申請をお願いします。

11月末時点の状況は、受付件数597件に対して、発注が448件。うち完了が203件という状況です。施工業者等の不足で時間を要しています。ご理解のほどお願いします。

【問い合わせ】役場 都市計画課 ☎096-293-4011

宅地擁壁等の被害に対する支援について

熊本地震で被災した宅地擁壁などの被害については、東日本大震災を超える状況のため、現在、国で制度拡充が検討されています。対象要件などの詳しいことが決定次第、皆さんにお知らせしていきます。**【問い合わせ】**役場 都市計画課 ☎096-293-4011

道路等の被害状況について

町道や橋梁などの被害は11月末現在で、国庫補助対象のものが41件。被害額が約3億6,000万円にのぼっています。町の単独事業対象が800件で、被害額9,500万円。国庫補助対象分は全体の15%程度の復旧状況で、平成29年度未完了を目指します。



国道57号の阿蘇立野付近の土砂崩れで、現在県道北外輪山大津線（通称ミルクロード）が迂回路となっています。これに伴い町道三吉原北出口線や町道新小屋桜山線の通行量が急増し、路面の損壊が頻発しています。舗装の修復については国と県が行います。**【問い合わせ】**役場 建設課 ☎096-293-2815

教育部

保育料（利用者負担額）の減免について

熊本地震発生後の臨時休園で4月分の保育園保育料は0.5カ月分を減額し、公立幼稚園保育料については全額を減額しました。また、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた世帯に対しても、減額または免除を行います。

【問い合わせ】役場 子育て支援課 ☎096-293-5981

地区の集会所や公民館などの復旧事業費への助成について

熊本地震で被害を受けた地区集会所や地区公民館などの地域生涯学習施設の復旧に対して、事業費の9割を助成します（助成期間H28～32年度）。助成には**平成29年2月末までに被害報告の提出**や、認可地縁団体の登録を受けた地区であることなどの要件があります。

【問い合わせ】役場 生涯学習課 ☎096-293-2180

生涯学習施設の被害状況について（運動公園を除く）

生涯学習センターをはじめ、公民館分館や図書館などの町生涯学習施設については、被災や避難所・役場仮庁舎利用などのため一時利用ができなくなりましたが、その多くは利用再開しています。現在、一般利用ができない施設は瀬田地区公民館分館（全部）、生涯学習センター大会議室、町民交流施設（オークスプラザ）集会室、矢護川コミュニティセンター研修室（一部）です。公民館分館の災害復旧については、現在検討中です。

【問い合わせ】役場 生涯学習課 ☎096-293-2180

運動公園の被害状況と復旧・整備について

災害復旧については、国土交通省の災害査定を受けて12月議会に補正予算を計上しました。平成29年3月議会の議決後に委託協定を締結・着工し、弓道場、球技場・陸上競技場と順に竣工していきながら、最終的に総合体育館の工事完成を平成29年12月までと見込んでいます（下表参照）。

熊本地震の影響で、総合体育館は現在休館中ですが、会議室、トレーニングルームに限り利用できます。その他のスポーツ施設貸出も通常どおり予約受付できます。一日も早い復旧に向けて手続きを行っていますが、今しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

【問い合わせ】役場 生涯学習課 生涯スポーツ係 ☎096-293-8088

●大津町運動公園等（多目的広場以外）復旧工事スケジュール

施設名	期間	H29年						H30年		
	H28年 ～11月	12月	3月	4月	7月	10月	12月	1月	2月	
総合体育館 (メイン・サブアリーナ)	準備	議会・契約	工事着工				竣工		引渡し 見込み	
(工期：約9～10ヶ月間)										
球技場・陸上 競技場 (ほか 園内周辺施設)			工事着工		竣工		引渡し 見込み			
			(工期：約3～4ヶ月間)							
弓道場	入札	工事着工		竣工		引渡し 見込み				
			(工期：約4ヶ月間)							

●多目的広場整備工事スケジュール

多目的広場 (人工芝・照明灯 改修)	準備・公告	議会・入札	工事着工			竣工		引渡し 見込み	
			(工期：約7ヶ月間)						

※外見的には被害の状況がわかりにくい状態ですが、二度にわたる大きな地震と、今も続く余震の影響等で、工事がより複雑化し、細かいところや目視できない箇所が多く、時間がかかっている状況です。



**大変ご迷惑をおかけしますが、
ご理解ご協力をよろしくお願いします。**